

栃木市市民会議 会議要旨

会 議 名：自治基本条例部会

日 時：平成30年12月12日（水） 午後7時から午後8時40分

会 場：市役所 302会議室

出席者数：15名 事務局：3名

1 開会

2 あいさつ（児玉部会長）

本日も、他市の自治基本条例との比較、検討を進めていきたいと思うので、円滑な進行と、活発な議論をお願いしたい。

3 議事

（1）他市の自治基本条例との内容比較・意見交換

《第7章 情報の共有について、事務局より説明》

委 員： 「別に条例で定める」とあるが、どんなことが定められているのか。

事務局： 22条情報公開については、情報公開条例を定めている。市の保有する情報を市民が知りたいときに、どのような手続きをすればよいか、どのような情報は公開出来て、どのような情報は公開できないかということが定められている。

23条個人情報保護については、個人情報保護条例を定めている。開示請求があった時に、個人の情報をどんなことでも開示していいわけではないので、開示できない情報が定められている。また、本人からの請求であれば開示できるが、開示した自己の情報が誤っていた場合に訂正、削除することができるということが定められている。

《第8章 参画と協働について、事務局より説明》

委 員： 24条の「市は、市民が参画しないことで不利益を受けないよう努めなければならない」とはどういうことか。自治会に加入しない者に対して、市が加入させるということか。

事務局： 自治会の活動をしなかったからといって、市が活動をやりなさいということはない。

例えば、委員会の公募委員に応じなかったからといって、不利益になることはないということである。

委 員： 各地域にある地域会議と市民会議との違いはどのようなことか。

事務局： 地域会議は、合併前の自治体がそれぞれの特徴を失わないまちづくりを

するために設けられたものである。

市民会議や地域会議は、どちらも条例で設置された附属機関であり、市長の諮問に対して答申を行う機関である。

その他にも審議会や委員会はたくさんあり、それぞれの内容について諮問答申している。

部会長： 住民投票について、下野市の「熟議を経た上で」という条文は良い規定だと思う。

委員： 下野市の条例を作った時に、全国的に熟議という言葉が多く使われていた。栃木市の6分の1というものを入れたかったが、入れられなかった。

委員： 栃木市の条例を作るときは市議会議員も委員にいた。最初は10分の1で提出したが、議会で6分の1になったと記憶している。

部会長： 栃木市は、6分の1の連署で請求できて、請求があったら速やかに実施しなければならないとなっているので、市としては厳しい条文となっている。いきなり住民投票に頼るのではなく、慎重に検討することが重要だと思う。

委員： 26条1項で「市政に係る重要事項について」と定め、住民投票への縛りを設けていると思う。「重要事項」ということは、慎重に検討したものと考えられる。

《第9章 市政運営について、事務局より説明》

部会長： 条例も似ているつくりになっているものが沢山ある。この中だと、宇都宮市と真岡市が似ていて、栃木市と下野市が似ている。

委員： 条例を比較するのに、なぜ近隣の小山市や佐野市が入ってこないのか聞きたい。

部会長： 小山市は作っていない。

事務局： 佐野市は、平成31年1月1日に施行となっている。

《第10章 条例の見直し等について、事務局より説明》

意見なし

《第11章 その他の条文について、事務局より説明》

委員： 日光市の14条にある生涯学習によるまちづくりは、他市には無い特徴的な条文だと思う。旧今市市が生涯学習の意識が高く、福田昭夫衆議院議員が、市長在任中に力を入れていた。栃木市の地域会議のように、合併前の市町村の特色を残そうということなのではないか。

部会長： 日光市第24条地域間の連携について、各地域の特色を残しながら、新市としての一体性を強調するならば、栃木市も参考にしても良いのではないか。

他市の人材育成に関する条文についても、地域での問題を、地域で解決していくためには大切な観点だと思う。

《全体を通しての意見》

- ・ 栃木市は条例の見直しについて、市民会議で検証することを明記していることが良い。
- ・ 栃木市は合併して10年近いが、地域間の連携まだ足りないと感じる。日光市の24条を参考にしても良いのではないか。
- ・ 栃木市の条例は、細かく定められているが、もっと分かりやすくし、市民に周知する必要がある。
- ・ 自治基本条例は市民自治を進めるための条例だが、市民自治を実現することによって、何が得られるのかを前文で謳ってもいいのではないか。
- ・ 宇都宮市19条自立及び互助について、栃木市も市民の権利として参考にしても良いのではないか。
- ・ 災害などの危機管理について、防災のまちづくりには市民の協力が必要だと感じる。
- ・ 市民自治の実現やまちづくりには、人づくりが大切である。
- ・ 高齢化が進んでいるので、シニア同士の共助も考えていかなければならない。
- ・ 市民自治のためには、市民が意見を言うだけでなく、行政にもっと協力しなければならない。

4 その他

事務局より、次回の自治基本条例部会について案内

5 閉会